



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 告示

- *210 平成27年和歌山県告示第1467号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等）の一部改正（税務課）..... 2
- 211 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）..... 2
- 212 指定障害福祉サービス事業者の廃止（ ）..... 3
- 213 指定一般相談支援事業者の廃止（ ）..... 3
- 214 指定自立支援医療機関の指定（こころの健康推進課）..... 3
- 215 （ ）..... 4
- 216 （ ）..... 4
- 217 （ ）..... 4
- 218 （ ）..... 4
- 219 （ ）..... 5
- 220 （ ）..... 5
- 221 指定自立支援医療機関の変更（ ）..... 5
- 222 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要（商工振興課）..... 5
- 223 保安林予定森林（森林整備課）..... 6
- 224 保安林の指定施業要件変更予定（ ）..... 6
- 225 （ ）..... 7
- 226 （ ）..... 7
- 227 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明（ ）..... 8
- 228 普通母樹林の指定の解除（ ）..... 8
- 229 道路の区域変更（道路保全課）..... 8
- 230 道路の供用開始（ ）..... 9
- 231 道路の区域変更（ ）..... 9
- 232 道路の供用開始（ ）..... 9
- 233 道路の区域変更（ ）..... 10
- *234 平成11年和歌山県告示第666号（和歌山県証紙売りさばき人の指定等）の一部改正（会計課）..... 10
- 235 和歌山県証紙売りさばき人の指定の取消し（ ）..... 10
- 236 令和7年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（総務事務集中課）..... 11

○ 県議会に関する事項

- * 和歌山県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程 14
- * 和歌山県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程 16

告 示

和歌山県告示第210号

平成27年和歌山県告示第1467号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

告示中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改める。

別表規則第1条第2号の項中「個人番号利用事務実施者」の次に「（法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下同じ。）」を加え、「第2条第1項柱書」を「第1条の2第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

規則第1条の2第1項第5号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（個人番号の提供を行う者の個人番号並びに氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第10号）第2条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第4条の規定による改正前の法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（以下「還付された個人番号カード」という。）
---------------	--	--

別表規則第2条第1項第6号の項を次のように改める。

規則第2条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行し、又は発給した書類で、個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
-------------	---	--

和歌山県告示第211号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類												
					視	聴	平	音	そ	肢	心	じ	呼	ぼう	小	ヒト	肝
					覚	覚	衡	声	し	体	臓	ん	吸	こう	腸	免	臓
							機	機	ゃ	不	の	臓	器	又	の	疫	機
							能	能	く	自	機	機	機	は	機	の	能
									機	由	能	能	能	直		免	
									能					腸		疫	
														の		の	
														機		機	
														能		能	

池田直也	消化器外科	紀和病院	橋本市岸上18-1	令和7.3.10										○					
石井健次	脳神経外科	南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	令和7.3.10						○									
白川幸俊	心臓血管外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和7.3.10							○								
藤本周作	リハビリテーション科	貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川町丸栖1423-3	令和7.3.10				○	○	○									
楠部万莉	腎臓内科	公立那賀病院	紀の川市打田1282	令和7.3.10								○							

和歌山県告示第212号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012410 084	多機能型事業所 ハッスル	西牟婁郡上富田町 生馬1888	就労定着支援	社会福祉法人和 歌山県福祉事業 団	西牟婁郡上富田町 岩田2456-1	令和 7. 3. 31

和歌山県告示第213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援 の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3032200 036	田辺・西牟婁障 害児者支援セン ターり〜ふ	田辺市朝日ヶ丘 19-9	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	社会福祉法人 ふたば福祉会	田辺市文里一丁 目15番13号	令和 7.3.31

和歌山県告示第214号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日

調剤薬局ネットワーク	和歌山市古屋85-1	中村佳彦	令和 6. 4. 1
------------	------------	------	---------------

和歌山県告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社Hatsumaru	和歌山市小雑賀696-1	訪問看護ステーションKokua	令和 7. 3. 1

和歌山県告示第216号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社zero	和歌山市次郎丸108番地11	Good訪問看護ステーション	令和 7. 3. 1

和歌山県告示第217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社eme	和歌山市中之島1496、2-A	えめ訪問看護ステーション和歌山	令和 7. 3. 1

和歌山県告示第218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
合同会社宝樹	日高郡日高町比井447	訪問看護ステーションあさがお	令和 7. 3. 1

和歌山県告示第219号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
エバグリーン薬局みなべ店	日高郡みなべ町東吉田50-1	森岡俊光	令和 7. 3. 1

和歌山県告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会福祉法人三養福祉会	大阪府門真市桑才町19-25	訪問看護ステーション白浜椿の郷	令和 7. 3. 1

和歌山県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
有限会社ライフ パートナー	海南市重根348番地2	医療機関の所 在地	海南市小野田1620-101	海南市重根348番地2	令和 7. 1. 27

和歌山県告示第222号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン御坊店

和歌山県御坊市湯川町財部840番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和6年和歌山県告示第968号

3 意見の概要

荷さばき施設の位置の変更による騒音等のトラブルが発生する恐れがあるため、周辺環境に細心の注意を払い、周辺住民から騒音等の苦情が寄せられた場合、事業者の責任において、誠意をもって当該苦情の処理に当たられたい。

消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び御坊市火災予防条例（昭和37年条例第5号）等の規定を順守されたい。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県日高振興局地域づくり部地域づくり課（御坊市湯川町財部651）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地2）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和7年4月1日から同年5月1日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第223号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町防己字ワラビ谷308、字和田310の5、311、字世戸谷312の1、312の2、312の4、字坪口319、320の1、字下モムキ331、字柳之谷349、354、354の1、354の2、376の2、378、字大平ラ415、415の1、415の2、字宮ノ谷427・427の1から427の3まで・428・429（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、429の1、429の2、430、430の1（次の図に示す部分に限る。）、430の2、431、字大屋垣内432の1、字小森平455から457まで、457の1、460

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第224号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第225号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第226号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第227号

令和7年和歌山県告示第76号（以下「告示第76号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

栗山恵子
坂本成三
城守
惣坊馬作
栗山フサエ
水本高
竹本時男
中村大郎
城孝好
津田清文
滝徹也
駒田万利子
大川内知子
鈴木久見子
栗山善市

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第76号のとおり

和歌山県告示第228号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定により、次のとおり普通母樹林の指定を解除したので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により告示する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定 番号	指定年月日	種別	樹種	指定場所	面積 (ha)	所有者	
						住所	氏名
274	昭和49年5月 28日	種	スギ ヒノキ	海草郡紀美野町毛原上字 大京地352番2、357番1	3.90	海南市黒江1番地15 0	新谷達夫
56-1	昭和57年3月 9日	種	クスギ	岩出市東坂本字上ノ山439 番	1.68	大阪府東大阪市小 若江三丁目4番1号	学校法人近畿 大学

和歌山県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中芳養字千町1302番1地 先から同市中芳養字千町1297番 1地先まで	旧	8.60 } 15.30	89.90	
同上	新	9.40 } 17.50	89.90	県道芳養清川線と重用延長33.0 0メートルを含む。

和歌山県告示第230号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 田辺市中芳養字千町1302番1地先から同市中芳養字千町1297番1地先まで

供用開始の期日 令和7年4月1日

和歌山県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 隅田停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市隅田町芋生字芦原179番1 地先から同市隅田町芋生字鳥井 戸54番2地先まで	旧	6.40 } 10.84	48.35	
同上	新	9.27 } 10.84	47.79	

和歌山県告示第232号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 隅田停車場線

供用開始の区間 橋本市隅田町芋生字芦原179番1地先から同市隅田町芋生字鳥井戸54番2地先まで

供用開始の期日 令和7年4月1日

和歌山県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市手平五丁目17番1地先から同市北中島一丁目36番1地先まで	旧	5.50 } 5.70	169.92	

和歌山県告示第234号

平成11年和歌山県告示第666号（和歌山県証紙売りさばき人の指定等）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表名称の欄及び売りさばき所の欄中「紀州農業協同組合」を「和歌山県農業協同組合」に、同表住所の欄中「御坊市湯川町財部668番地の1」を「和歌山市美園町五丁目1番地の1」に改める。

和歌山県告示第235号

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）第10条第1項第6号の規定により、令和7年3月31日付けで、次の和歌山県証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	売りさばき所
紀北川上農業協同組合	橋本市高野口町名古曾922番地の2	橋本市高野口町名古曾922番地の2 紀北川上農業協同組合本店 橋本市高野口町名古曾921番地の1 紀北川上農業協同組合高野口支店

和歌山県告示第236号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条の規定に基づき、令和7年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 対象とする契約の種類

特例政令第4条に規定する特定調達契約のうち、別表に掲げる業務種目（以下「業務種目」という。）に係る物品等（製本、航空写真・図面製作、清掃用品取替え等を含む。）の調達契約

2 競争入札に参加する者の入札参加資格

1に規定する調達契約に係る競争入札に参加する者の入札参加資格は、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「参加資格要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であることとする。

3 資格審査の申請書等

(1) 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が別に定める申請書及び次に掲げる申請添付書類（以下「申請書類等」という。）を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

ア 法人にあっては、登記事項証明書

イ 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

エ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 入札参加希望業務に係る営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類

カ 入札参加希望業務（新たにその営業を始めた者にあっては、それに類似する業務）について1年以上の営業経験があることを示す書類

キ 申請時に和歌山県が行う入札に関する資格停止の措置を受けている者にあっては、その措置の終期を示す書類

ク その他知事が必要と認める書類

(2) 申請添付書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

4 申請書類等の提出場所及び申請書の用紙等の配布場所

(1) 申請書類等の提出場所

申請書類等は、和歌山県会計局総務事務集中課（以下「総務事務集中課」という。）に提出しなければならない。

なお、申請書類等の提出は和歌山県物品・役務電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品又は役務に係る調達を行うシステムをいう。以下「電子調達システム」という。）による電子申請又は郵送によるものとし、5に掲げる期間内に限り受け付ける。ただし、郵送による場合は、当該期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 申請書の用紙等の配布場所

申請書の用紙及び資格審査申請の手引の配布場所は、総務事務集中課、各振興局地域づくり部総務県民課（海草振興局を除く。）、東牟婁振興局地域づくり部総務県民課串本地区駐在及び警察本部警務部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

5 資格審査申請の期間

参加資格要綱第5条に規定する期間のほか、参加を希望する競争入札の公告の期間において、知事が特に定める期間に限り、資格審査の申請を行うことができるものとする。

6 申請書類等に用いる言語等

申請書類等に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書類等に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類等のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類等の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 資格審査の結果の通知

申請者には、資格審査の結果を通知する。

なお、資格審査の結果、業務種目のいずれかにつき入札参加資格を有すると認められた者については、参加資格要綱第7条の規定により当該業務種目に係る入札参加資格を有すると認められた者とみなして、同条の競争入札参加資格者名簿に氏名又は名称その他必要な事項を登載する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を有すると認められた日から令和8年12月31日までとする。

9 競争入札の公告の方法

競争入札を行う場合は、電子調達システムに掲載し、又は当該入札を行う調達機関の掲示板に掲示することにより公告する。

10 その他

参加資格要綱第7条の規定により競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、この告示に基づく入札参加資格を有する者とみなす。

11 問合せ先

総務事務集中課物品班

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2293

別表

物品等の調達契約に係る業務種目一覧表

業 務 種 目		
大分類	小分類	
18 物品調達	1	物品販売
	2	石油製品
	3	自動車修理
	4	印刷
	5	クリーニング
	6	不用品買受け

県議会に関する事項

和歌山県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

和歌山県議会議長 鈴木 太 雄

和歌山県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、和歌山県議会会議規則（昭和31年12月22日議決。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

（2）電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第121条の2第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 会議規則第121条の2第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 会議規則第121条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第5条 会議規則第121条の2第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第6条 議会等は、会議規則第121条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）

第7条 会議規則第121条の2第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第8条 会議規則第121条の2第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（配布に係る電子情報処理組織）

第9条 会議規則第121条の2第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第10条 会議規則第121条の2第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第11条 会議規則第121条の2第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- (2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

（電磁的記録による作成等）

第12条 議会等は、会議規則第121条の3第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（準用等）

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。）、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第121条の2及び第121条の3の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第121条の2及び第121条の3の規定並びにこの規程の規定の例による。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、会議規則に規定する議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

和歌山県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

和歌山県議会議長 鈴木 太 雄

和歌山県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、和歌山県議会委員会条例（昭和31年和歌山県条例第36号。以下「委員会条例」という。）に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

（2）電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（委員会条例第21条第2項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

（通知に係る電子情報処理組織）

第3条 委員会条例第21条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議長に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による通知）

第4条 委員会条例第21条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議長に対して通知を行う者は、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該議長に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（電磁的記録による記録の作成）

第5条 委員長は、委員会条例第26条第2項の規定により電磁的記録により作成を行うときは、当該作成を文書等（和歌山県議会会議規則（昭和31年12月22日議決。第7条において「会議規則」という。）第121条の2第1項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成させるものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第6条 委員会条例第26条第2項の議長が定める措置は、電子署名とする。

（会議規則との関係）

第7条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第21条第1項の規定によるものを除く。）、作成（委員会条例第26条第1項の規定によるものを除く。）及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第121条の2及び第121条の3の規定の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。